

一般社団法人SCBラボ コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人SCBラボ（以下、「本団体」という。）が事業活動を行うに当たって、コンプライアンスに関して行動の基本となる事項を定め、もって、本団体におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる規程の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法令等」とは、法律及びこれに基づく政令、訓令等並びに本団体の定款及び各種規程等をいう。
- (2) 「法」とは、公益通報者保護法（平成16年法第122号）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本団体における事業活動の全てに適用する。

2 この規程は、本団体の社員ならびに理事および本団体事務局の職員（以下、「本団体社員等」という。）に対して適用する。

(行動指針)

第4条 本団体社員等は、この規程の目的を踏まえ、次の事項を順守し、高い倫理観と社会的良識を持って、本団体の事業活動を遂行しなければならない。

- (1) 法令等を遵守すること。
- (2) 公共調達の参加に当たっては、公平性、透明性、競争性を重んじ適正に対処すること。
- (3) 政治、行政と健全な関係を保つこと。

(通報に関わる措置)

第5条 本団体社員等は、法令等に違反する行為を行う、又は行うおそれのある者を発見した時は、速やかにその旨を法に定める通報窓口に通報するものとする。

2 本団体の通報窓口は、事務局長とする。

3 事務局長は、公益通報を受けたときは、理事に報告するものとし、理事は調査のための委員会（以下「調査委員会」という。）を編成し、通報の内容の真否及び重要性等について調査するものとする。

4 調査委員会の委員は理事が指名する者とする。ただし、当該通報に関わる者を調査委員会に加えてはならない。

5 調査委員会の委員長は、委員の互選で選定するものとし、調査委員会の決定に基づき、委員に当該通報に関わらない事務局職員等を加えることができる。

6 調査委員会は、調査結果を理事に報告するものとする。

7 理事は、第6項の調査結果を受け、必要と認めるときは、速やかに代表理事ならびに副代表理事及び監事に報告する。

8 代表理事は、第7項の報告を受け、本団体の社会的信用を維持するために所要の措置を講ずるものとする。

9 理事は、必要に応じ、当該公益通報及び当該通報に係る措置等について、その内容を本団体会員に報告するものとする。

(公益通報者の保護)

第6条 本団体社員等は、公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(教育)

第7条 第4条に定める行動指針を周知徹底するため、理事は事務局職員に対して必要な教育を実施するものとする。

(受託事業との関係)

第8条 受託事業に係る契約において、相手方から本団体に求められるコンプライアンスに関する規定については、必要に応じて代表理事が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成31年1月7日から施行する。